

令和8年6月

お客さま各位

長野信用金庫

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素は長野信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります令和9年3月末までの「約束手形の利用廃止」、「小切手の全面的な電子化」に向け、新たに下記の取り組みを実施させていただきますので、予めご了承をお願い申し上げます。

記

### 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定について

**最終振出期限 : 令和8年9月30日(水)**

手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日(水)とし、令和8年10月1日(木)以降を振出日とする手形・小切手は、当座勘定からのお支払い(決済)ができなくなります。

振出日の記載がない場合、最終振出期限までに振り出されたものであっても、当金庫の判断によりお取扱いをお断りする場合がございます。

### 2. 当座勘定規定・代金取立規定の改定について

**改定日 : 令和8年10月1日(木)**

手形・小切手の最終振出期限設定に伴い、以下の規定を改定いたします。

・一般当座勘定規定 ・代金取立規定

※改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

また、改定後の規定は当金庫ホームページをご確認ください。

### 3. 未使用手形・小切手用紙のお取り扱いについて

未使用手形・小切手用紙の買戻しは行いません。

なお、お手元の小切手は、「お取引店舗」での「現金出金」、「振込や納税等」に限り、引き続き利用いただけます。

【 電子的な決済手段のご案内 】

・手形に代わる決済手段として、「でんさいサービス」、「でんさいライトサービス」 小切手に代わる決済手段として、「法人向けインターネットバンキング」をそれぞれ推奨しておりますので、移行についてお早めにご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点はお取引店にお問合せください。